

★四日市税務署からのお知らせ★

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

～軽減税率の対象となるものとならないもの～

軽減税率(8%となるもの)

- 刺身の活魚の販売
- 飲用のミネラルウォーターの販売
- かき氷の販売(テイクアウト)
- 野菜・果物の販売
- コーヒー豆の販売
- 栄養ドリンク(炭酸飲料)の販売
- ノンアルコールビールの販売
- 自動販売機でのジュースの販売
- みりん風調味料(酒税法上の酒類に非該当)の販売
- 農園でのいちごの販売
- 特定保健用食品、栄養機能食品の販売
- ファーストフード店でのテイクアウト
- コンビニエンスストアでのテイクアウト
- 飲食店のレジ前にある菓子の販売
- 列車内の移動ワゴンによる飲食料品の販売
- 映画館の売店でのポップコーンの販売
- ホテルの客室にある冷蔵庫内の飲料の販売
- ホテルのお土産売り場での飲食料品の販売
- 週5回発行されるスポーツ新聞の販売(定期購読契約)
- 週2回発行される業界新聞の販売(定期購読契約)

標準税率(10%となるもの)

- 1 熱帯魚の販売
- 2 水道水の使用料
- 3 ドライアイス、保冷用の水の販売
- 4 家畜の飼料用の野菜・果物の販売
- 5 喫茶店の店内で飲むコーヒーの提供
- 6 栄養ドリンク(医薬品・医薬部外品)の販売
- 7 ビール、日本酒の販売
- 8 自動販売機での酒類の販売
- 9 料理酒(酒税法上の酒類に該当)の販売
- 10 いちご狩りの入園料
- 11 医薬品の販売
- 12 ファーストフード店の店内での食事
- 13 コンビニエンスストアのイートインスペースでの食事
- 14 飲食店のレジ前におもちゃの販売
- 15 列車内の食堂施設での飲食料品の提供
- 16 カラオケボックスでの飲食の提供
- 17 ホテルのルームサービス
- 18 ホテルの宴会場での飲食料品の提供
- 19 コンビニエンスストアでの新聞の販売
- 20 インターネットを通じて配信する電子版の新聞の提供

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。



QRコードから 国税庁ホームページ
消費税軽減税率制度特設サイトへ

消費税軽減税率制度